

さいたま市環境局環境施設環境方針

<基本理念>

130万人を超える人々が暮らすさいたま市域からは、日々多くの廃棄物等が発生しており、その収集から資源の循環に至る過程で発生する様々な環境問題に対処することは、周辺地域のみならず地球環境にとっても緊急かつ重要な課題となっています。

さいたま市では、市域において排出される廃棄物等の処理やリサイクルを適正に行い、市の環境を保全していくため、各種の環境施設を設置して適正な処理を行い環境への負荷を減らす努力をするとともに、市民への環境啓発にも努めています。

「21世紀は環境の世紀」と言われています。私たちが受け継いできた環境を将来の世代に引き継いでいくため、さいたま市環境局の各環境施設は、環境新時代にふさわしい資源循環手法を確立していくため、環境目的及び環境目標を定め、率先して次の取組について、定期的な見直しを行うことなど環境マネジメントシステムの改善により、環境保全活動の継続及び周辺環境の汚染の予防に努めていきます。

<基本方針>

- 1 市民の健康で安全な生活を確保し、さらには地球環境を保全するため、さいたま市環境局として各環境施設の環境マネジメントを継続的に改善し、環境に関する法令等を順守して環境汚染の予防に努めます。
- 2 廃棄物の処理等に伴う各事業活動において、省資源・省エネルギーを推進するため、創意工夫し、目標を立て、また見直しを行いながら環境負荷の低減に努めます。
- 3 市民に働きかけ、一般廃棄物の排出抑制を推進するとともに、循環型社会の実現に向けて、市民に見学会など広く環境学習の場を提供し、ごみ問題の解決への意識を啓発していきます。
- 4 環境方針を職員及び関係者に周知し、方針に沿った確実な実施を図ります。
- 5 環境方針は一般に公表し、入手できるようにします。また、各環境施設が保有する環境に関する情報を、積極的に公表します。

平成31年4月1日

さいたま市 環境局長